

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、教育職員免許法に定められている、免許状を授与しない者から「成年被後見人又は被保佐人」が除かれることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

様式第3号中で引用している教育職員免許法の条文を同法の改正に合わせて改める。

3 施行期日

令和元年12月14日（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日）

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

高校教育課

教育職員免許法施行細則新旧対照表

新	旧
<p>(様式第3号) (第2条、第4条関係)</p> <p>宣誓書</p> <p>私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない者であることを宣誓します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ④</p> <p>(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>(様式第3号) (第2条、第4条関係)</p> <p>宣誓書</p> <p>私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しない者であることを宣誓します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ④</p> <p>(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>